

平成20年度

北海道男女平等参画苦情处理委員活動状況報告書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

北海道男女平等参画苦情处理委員

## 目 次

1	北海道男女平等参画苦情処理委員名簿（50音順）	1
2	平成20年度 活動状況報告	2
3	平成20年度男女平等参画に関する苦情等申出受付件数	
	(1) 受理機関別	4
	(2) 申出者性別等	
	(3) 申出区分別	
	(4) 申出内容別	5
	(5) 申出内容コード別	
4	平成20年度 男女平等参画に関する苦情等申出処理状況	6
5	「北海道男女平等参画苦情処理委員制度」の周知状況	7

1 北海道男女平等参画苦情処理委員名簿（50音順）

たかはし つよし  
◇ 高橋 剛 （人権擁護委員、弁護士）  
[任期] 平成19年10月1日から平成21年9月30日まで（再任）

なりた のりこ  
◇ 成田 教子 （弁護士）  
[任期] 平成19年10月1日から平成21年9月30日まで（再任）

## 2 平成20年度 活動状況報告

北海道における男女平等参画社会を実現するため、女性と男性が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うことができるように、男女平等参画の推進に関し、基本理念等を定めた「北海道男女平等参画推進条例」が制定され、平成13年4月から施行されております。

本条例第19条には、北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）への申出制度が盛り込まれ、平成13年10月からスタートしました。

この制度は、北海道の施策に関し、男女平等参画社会の推進の観点から、道民の苦情や意見を幅広く把握し、委員個人の所見を述べることにより道の機関の自主的な改善を促すという機能と、男女平等参画社会の推進を阻害する様々な問題に対し、相談者に助言するという機能を持ち、男女平等参画社会の形成の推進を図ることを目的としております。

苦情処理委員は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、①男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること、②男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること、③上記①の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること、の役割を担っております。

私たち2名の苦情処理委員には、道民や事業者からの男女平等参画に関する苦情等の申出を公平・中立な立場で、適切かつ迅速に処理することが求められております。

本報告書は、平成20年4月から平成21年3月までの苦情処理委員の活動状況に関する報告を北海道知事に行うものであり、この期間における本制度による道民から苦情処理委員への申出は1件であったことを報告します。

道においては、本制度の周知のため各種広報誌やホームページ、各支庁の相談窓口を通じて、道民の皆さんへの啓発に努めていることを承知しておりますが、制度開始から8年間の申出は、累計でも12件と少ない状況にあります。

この背景には、道をはじめ、関係機関や民間団体における相談機能が充実し、道民からの様々な相談等にも対応できる環境が整いつつあることが考えられます。

しかし、本条例第18条に基づく知事への申出が、平成20年度には572件あり、増加傾向にあることを考えると、制度の利用についても潜在的な需要があると思われる。

知事への申し出の内容をみると、本制度をご利用いただいて専門的な見地から助言することがより望ましい例も見受けられます。

今後とも、男女平等参画に係る道の施策や男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出があった際は、事案に応じ本制度の紹介を行うなど本制度が一層有効に活用されるよう細かな対応をして頂きたいと考えます。

苦情処理委員への申出については、平成19年7月よりインターネット上からも申出できるようにし、より広く申出の手段を用意されてきたところですが、知事への申出が電話等でも行われることに対し、苦情処理委員への申出は、氏名や住所の記入が必要な文書をもって行うこととされていることから、申出に対しためらいを感じる人もいるかと思われます。

個人情報の保護については十分に気をつけることも含め広報につとめ、より身近で利用しやすい制度となるように、今後とも、不断に努力を続けていく必要があるものと考えます。

道民の皆さんに本制度の趣旨及び内容がより一層理解され、積極的にご活用いただき、「男女平等参画社会」の実現を図ることができれば幸いです。

平成21年8月

北海道男女平等参画苦情処理委員

高橋 剛

成田 教子

### 3 男女平等参画に関する苦情等受付件数

#### (1) 受理機関別

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	累計
本 庁	6	0	2	1	0	2	0	1	12
石 狩	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桧 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後 志	0	0	0	0	0	0	0	0	0
空 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
留 萌	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宗 谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0
網 走	0	0	0	0	0	0	0	0	0
胆 振	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日 高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十 勝	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧 路	0	0	0	0	0	0	0	0	0
根 室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>計</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>12</b>

#### (2) 申出者性別等

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	累計
男 性	1	0	0	1	0	1	0	0	3
女 性	5	0	1	0	0	1	0	1	8
団 体	0	0	1	0	0	0	0	0	1
<b>計</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>12</b>

#### (3) 申出区分別

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	累計
苦情	2	0	2	1	0	1	0	1	7
照会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相談	3	0	0	0	0	0	0	0	3
要望・意見	1	0	0	0	0	1	0	0	2
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>計</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>12</b>

## (4) 申出内容別

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	累計
A 男女平等参画を阻害すると認められるもの	4	0	2	0	0	2	0	1	9
B 男女平等参画に必要と認められるもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 悩みごと	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D その他	2	0	0	1	0	0	0	0	3
計	6	0	2	1	0	2	0	1	12

## (5) 申出内容コード別

項 目	コード	内 容	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	累計
1 行政	10	道の施策	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11	国、市町村の施策	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	12	教育関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13	その他の機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14	その他	1	0	2	0	0	1	0	0	4
2 仕事	20	就職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	21	労働条件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	22	セクシュアル・ハラスメント（職場）	3	0	0	0	0	1	0	1	5
	23	家庭との両立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	24	解雇	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 家庭	30	夫婦関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	31	離婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	32	子供の養育	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	33	高齢者問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	34	夫・パートナーからの暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	35	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 本人	40	健康	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	41	経済的な問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	42	性被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	43	男女問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	44	人生問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	45	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 地域	50	人間関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	51	セクシュアル・ハラスメント（職場以外）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	52	つきまとい、ストーカー被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	53	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 その他	60	その他	0	0	0	1	0	0	0	0	1
計			6	0	2	1	0	2	0	1	12

#### 4 平成20年度 男女平等参画に関する苦情等申出処理状況

(1) 男女平等参画に係る道の施策に関する苦情〔0件〕

(2) 男女平等参画を阻害すると認められるもの〔1件〕

(3) 制度の対象外〔0件〕

申出番号	1	申出者の性別	女	担当委員	高橋委員
申 出 内 容					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先で言葉の暴力などの嫌がらせを受け、精神的に追いつめられ、上司に伝えたものの取り合ってくれず、退職届を提出した。</li> <li>・嫌がらせをしたものからの謝罪及び再発防止を図ること。</li> </ul>					
処 理 状 況					
助 言					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同条例第21条第1項の定めにより、苦情処理委員が申し出たものに対し、対応が考えられる北海道労働局（セクハラ相談）、法務局（女性の人権ホットライン）等の関係機関を紹介するなど、助言を行った。</li> </ul>					

#### 参 考

	13	14	15	16	17	18	19	20	計
男女平等参画に係る道の 施策に関する苦情									
男女平等参画を阻害する と認められるもの	4		2			1		1	8
制度の対象外	2			1		1			4
合 計	6	0	2	1	0	2	0	1	12



5 「北海道男女平等参画苦情処理委員制度」の周知状況

周知年月		周 知 方 法
13	9	・制度周知ポスター・PRリーフレットを作成し、全道に配布 （14支庁、212市町村、女性プラザ、働く婦人の家等関係機関） ・広報誌「ほっかいどう（秋号）」にPR記事掲載
	10	・「みなさんの赤れんが」にPR記事掲載（10月7日 北海道新聞・朝刊）
	11	・「サタデーアイ北海道」で担当主査がインタビューを受け、PR。 （11月10日 HBCラジオ放送） ・道民フォーラムで、PRチラシ配付（11月16日、参加者500名） ・14支庁地域セミナーで、参加者にPRリーフレット配付 ・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.15に特集記事掲載
14	7	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.17にPR記事掲載
	11	男女共同参画フォーラム（内閣府と共催）で、参加者にPRチラシ配付 （11月15日 参加者413名） ・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.18に特集記事掲載
15	3	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.19にPR記事掲載
	7	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.20に特集記事掲載
	11	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.21にPR記事掲載
16	3	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.22にPR記事掲載
	7	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.23に特集記事掲載
	11	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.24にPR記事掲載
17	3	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.25にPR記事掲載
	7	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.26に特集記事掲載
	11	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.27に特集記事掲載
18	3	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.28にPR記事掲載
	7	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.29にPR記事掲載
	11	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.30にPR記事掲載
19	3	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.31にPR記事掲載
	7	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.32にPR記事掲載
	7	・苦情申し立てをインターネット画面からできる簡易申請制度を採用 道のHP上で周知。支庁の窓口にも周知を依頼。
	11	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.33にPR記事掲載
20	3	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.34にPR記事掲載
	8	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.35にPR記事掲載
21	3	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.36にPR記事掲載

※平成14～15年度 男女平等参画地域フォーラムにおいて制度を説明。

※生活局参事ホームページに制度概要を掲載（申出書のダウンロード可）。

## 北海道男女平等参画苦情処理委員 参考資料 目次

- ・ 北海道男女平等参画苦情処理委員運営要綱
- ・ 北海道男女平等参画推進条例に基づく道民等からの申出に係る事務処理要領
- ・ 男女平等参画に関する苦情処理の流れ
- ・ 男女平等参画に関する苦情等申出書標準様式
- ・ 北海道男女平等参画苦情処理委員制度（チラシ）

## 北海道男女平等参画苦情処理委員運営要綱（平成13年男女第196号）

（趣旨）

第1条 この運営要綱は、北海道男女平等参画推進条例（平成13年北海道条例第6号。以下「条例」という。）第19条に規定する男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定数）

第2条 条例第19条に規定する苦情処理委員の定数は、男女それぞれ1人とする。

（委員）

第3条 苦情処理委員は、人格が高潔で、男女平等参画及び行政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 苦情処理委員の任期は2年とし、再任されることができる。

3 苦情処理委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員を兼ねることができない。

4 苦情処理委員は、北海道男女平等参画審議会の委員を兼ねることができない。

5 苦情処理委員は、道と特別の利害関係を有する法人その他の団体の役員を兼ねることができない。

（解任）

第4条 知事は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 苦情処理委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解任されることがない。

（責務）

第5条 苦情処理委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（申出の手續）

第6条 条例第20条の規定による申出をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、苦情処理委員が当該書面の提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。

一 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

二 申出の内容及び理由

三 前二号に掲げるもののほか、調査等に当たって参考となるべき事項

（助言及び意見の制限）

第7条 苦情処理委員は、条例第20条の規定による申出が次の各号に該当すると認めるときは、申出人に対し助言すること及び関係する道の機関に対し意見を述べることをしないものとする。

一 判決、裁決等により確定した事項

二 裁判所において係争中の事項及び行政庁において不服申立ての審理中の事項

三 審査機関等で審査等を行っている事項及び審査等を行った事項

四 議会に請願又は陳情を行っている事項

五 条例又はこの要綱に基づき苦情処理委員に関する事項

六 前各号に掲げる場合のほか、他の法令等に基づき処理すべき事項等助言及び意見を述べるのが適当でないとする事項

2 苦情処理委員は、前項の場合においては、速やかに申出人に対し、助言及び意見を述べることをしない旨並びにその理由を通知するものとする。

（関係機関への協力依頼）

第8条 苦情処理委員は、条例第20条の規定による申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情の場合において、関係する道の機関に対し、当該申出に関する必要な説明及び調査について、協力を求めることができる。

2 苦情処理委員は、条例第21条第2項の規定する意見を述べたときは、関係する道の機関に対し、その後の措置の状況の説明について、協力を求めることができる。

（意見の通知）

第9条 苦情処理委員は、条例第21条第2項に規定する意見を述べたときは、速やかに申出人に対し、その旨を通知しなければならない。

2 苦情処理委員は、第8条第2項に規定する説明があったときは、速やかに申出人に対し、その旨を通知しなければならない。

（活動状況の報告等）

第10条 苦情処理委員は、毎年、その活動状況に関する報告を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による報告の提出があったときは、その内容を北海道男女平等参画審議会に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

# 北海道男女平等参画推進条例に基づく道民等からの申出に係る事務処理要領

平成13年6月11日決定  
平成13年10月1日改正  
平成14年9月1日改正  
平成15年4月1日改正  
平成18年4月1日改正

## 1 目的

この要領は、北海道男女平等参画推進条例（平成13年北海道条例第6号。以下「条例」という。）に基づく道民及び事業者からの申出（以下「申出」という。）を受付け、関係機関と連携し、適切かつ迅速な処理を行うために必要な事項を定める。

## 2 処理の基本方針

申出の処理にあたっては、常に親切・誠実を旨とし、申出の内容を正確に把握し、迅速・公正に処理するとともに、個人のプライバシーの保護に留意しなければならない。

## 3 申出の窓口

申出に係る窓口は、環境生活部生活局参事及び支庁地域振興部環境生活課（以下「環境生活部及び支庁」という。）に設置する。

## 4 知事への申出に係る事務処理手続き

- (1) 環境生活部及び支庁は、条例第18条に基づく申出を受けたときは、申出及び処理の概要を別記第1号様式に記載する。
- (2) 環境生活部及び支庁は、申出の内容に応じ、申出人に対し、適切な専門相談機関を紹介する。
- (3) 支庁長は、申出の内容が道の施策に関するものであるとき及び前記(2)の処理ができないときは、別記第1号様式の写しにより環境生活部長に報告する。
- (4) 環境生活部長は、申出の内容が道の施策に関するものであるときは、関係部長に照会、連絡又は要請を行い、申出人に対し回答を要すると判断した場合は、関係部長と協議の上回答し、その写しを当該部長に参考回付する。
- (5) 環境生活部長は、申出の内容が道の施策に関するもの以外のもので、関係機関に照会、連絡又は要請を行うときは、その旨を申出人に通知する。

## 5 男女平等参画苦情処理委員への苦情等の申出に係る事務処理手続き

- (1) 環境生活部及び支庁は、条例第20条に基づく申出を受けたときは、申出書に、所定の事項が記入されているかを確認し、別記第2号様式に記入の上、速やかに男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）に進達する。
- (2) 苦情処理委員は、申出書に記載された内容を確認し、苦情処理委員の処理対象となる申出かどうかを判断し、対象外の場合には、その旨と理由を付して、申出人へ通知する。
- (3) 苦情処理委員は、申出の内容が男女平等参画に係る道の施策についての苦情のときは、関係する道の機関の協力を得て、当該申出に係る調査を行い、必要があると認めるときは、申出人に対し助言を行い、又は当該機関に対し意見を述べる。
- (4) 苦情処理委員は、申出の内容が男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出のときは、必要に応じて申出人に対し電話又は面談により申出の内容の確認を行い、助言を行う。
- (5) 苦情処理委員は、前記(3)により関係する道の機関に対し意見を述べた後、必要があると認めるときは、当該機関に、その後の措置状況について照会を行う。

## 6 処理状況に係る報告

- (1) 支庁長は、知事への申出の受付状況を一月毎に集計し、別記第3号及び第4号様式により翌月10日までに環境生活部長に報告する。
- (2) 環境生活部長は、知事への申出の受付状況を取りまとめ、毎年、その内容を北海道男女平等参画審議会に報告する。
- (3) 苦情処理委員は、前記5の(2)か(5)により処理を行った申出が支庁受付のものであるときは、当該支庁に申出人への通知の写しを送付する。

## 7 その他

- (1) 知事への申出の内容が、国の施策に関するもの及び行政委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に基づく委員会または、委員をいう。ただし、公安委員会を除く）及び企業局の所管に属するものであるときは、前記4の(4)及び(5)の取扱いに準じる。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は環境生活部長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成13年6月11日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成14年9月1日から施行する。

### 附 則

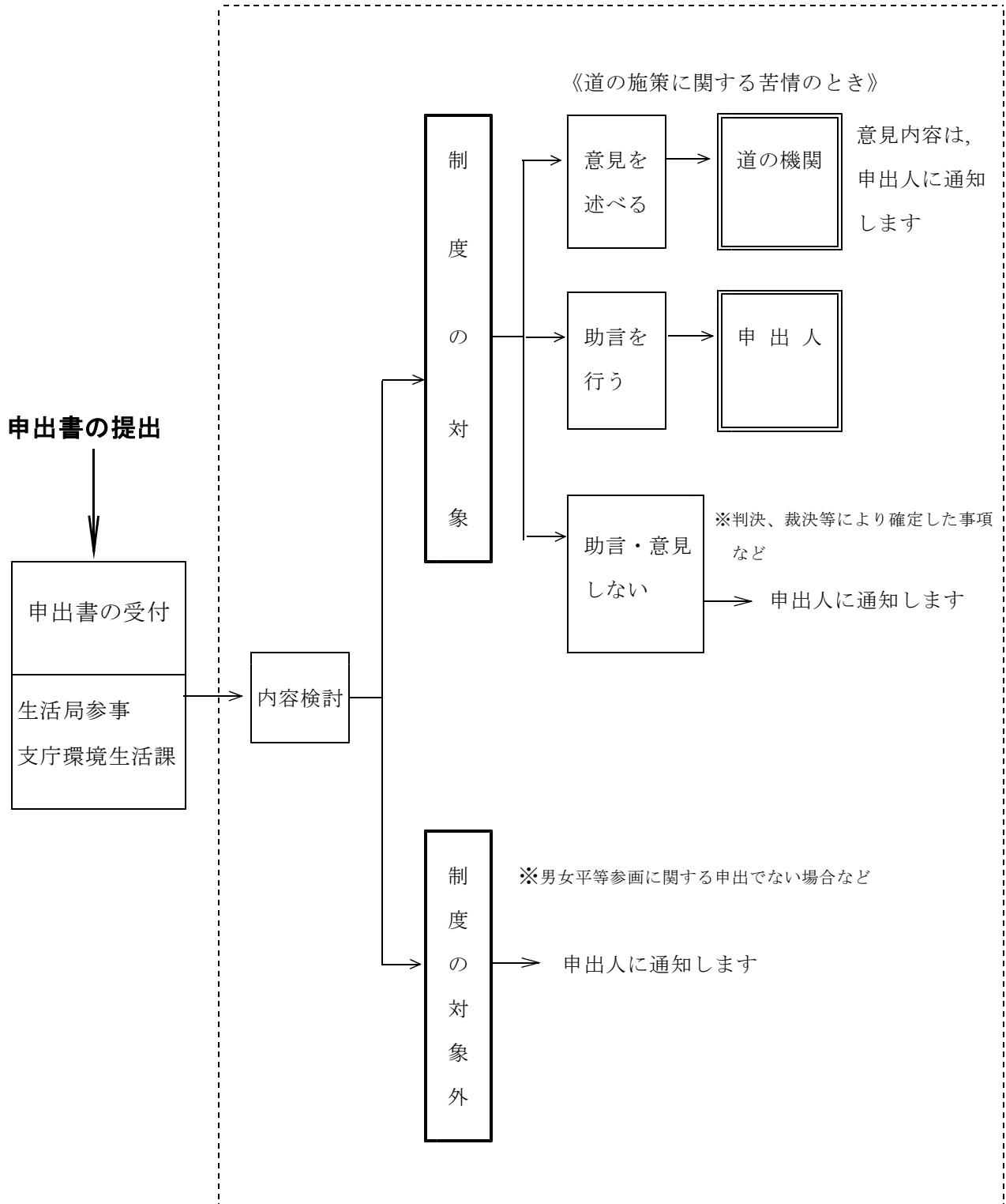
この要領は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

# 男女平等参画に関する苦情処理の流れ

## 男女平等参画苦情処理委員の業務





男女平等参画に関する苦情等申出書

年 月 日

北海道男女平等参画苦情処理委員 様

郵便番号

(申出人) 住 所

氏 名

電話番号

(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

北海道男女平等参画推進条例第20条の規定により、次のとおり苦情等の申出をします。

申出の内容及び理由

-----
-----
-----
-----
-----
-----
-----
-----
-----
-----
-----
-----
-----

他の制度等への手続き等の有無

- 有 行政不服審査 直接請求 訴訟
北海道苦情審査 請願 陳情
家事調停・審判 その他 [ ]
無 (該当するものに√印を付けてください。)

備考
(上記以外の連絡先など)

注1 この様式は、男女平等参画に関する苦情等申出書の標準様式です。
注2 用紙は、日本工業規格A4判。

性別による差別的な取扱で悩んでいませんか

# 男女平等参画苦情処理委員

がサポートします

北海道男女平等参画推進条例に基づき設置された苦情処理委員が、道民の皆さんからの男女平等参画に関する苦情等の申出を、公平・中立な立場で迅速に処理します。

一人で悩まず、お気軽にお申出ください。

☆苦情処理委員に申し出ることができることは…

- ①男女平等参画に係る道の施策についての苦情
- ②男女平等参画を阻害すると認められるもの  
性別による権利侵害などで、セクシュアル・ハラスメント、女性への暴力、その他性別を理由とするあらゆる差別的な取り扱いなどが該当します

知事により任命された弁護士、人権擁護委員が苦情処理委員を務めています。

☆苦情処理委員の処理とは…

申出人に解決のための助言をします。  
道の施策に関しては、調査の上、関係する道の機関に意見を述べます

☆申出の方法は…

書面に、①住所、氏名、電話番号、②申出の内容及び理由、③その他参考事項（他の制度への手続きの有無など）を記載して、郵送又はファクシミリで送付してください。

【送付先】 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道環境生活部生活局参事内  
男女平等参画苦情処理委員 あて

【専用FAX】 011-221-6780  
インターネット上でも申し出ができます  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/djb/>

下記の窓口に直接提出することもできます

☆申出窓口・問合せ先は…

北海道環境生活部生活局参事（電話 011-204-5217）  
各支庁地域振興部環境生活課

※裏面が申出書になっています



